

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部長

EMIS 医療機関基本情報の入力について（依頼）

本道における災害医療対策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、災害時に医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステムであり、令和7年度から新システムに移行したところです。

当該システムには、災害時に必要に応じた適切な支援を行うための各情報（医療機関基本情報・施設情報等）を事前に登録ができる機能が実装されており、当該情報を発災後に確認することは多大な時間を要し、致命的な遅れになりかねないことから、平時から入力しておくことが重要です。当該情報については、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を活用して調査が実施されておりますが、当該調査の必須項目に未回答の項目がある医療機関があり、災害に備えた情報収集に支障を来している状況です。

つきましては、医療機関基本情報等が未入力の医療機関においては、未入力項目について、下記のとおり入力をお願いします。

記

1 送付資料

- （1）令和8年（2026年）3月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「EMIS 医療機関基本情報の入力について（依頼）」
- （2）令和7年度汎用調査項目回答用紙

2 医療機関における対応方法

- （1）EMIS にログインし、EMIS 医療機関基本情報（基本情報および施設情報1）の画面から、未入力の情報を入力してください。
 - ※ EMIS のログイン方法：<https://teachme.jp/179891/manuals/36412063>
 - ※ EMIS にログインできない場合：<https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/contact>
- （2）EMIS 画面からの入力が難しい場合は、「令和7年度汎用調査項目回答用紙」に必要事項を入力し、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EMIS 事業運営委託業者）あて（emis-info@emergency.co.jp）にメールにて送付願います。
 - ※ 送付の際、メールの件名は【〇〇病院医療機関基本情報等の提出】としてください。

3 入力期限

令和8年（2026年）3月31日（火）

4 留意事項

- （1）本医療機関基本情報の入力については、今後、医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく立入検査項目に盛り込む予定とのことです。所定の入力がされない場合には、医療施設名が公表される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- (2) 3月17日(火)以降に厚生労働省の指示で、EMIS ヘルプデスクから医療機関基本情報が未入力である医療機関の一部(EMISにFAX番号の登録がある医療機関)に対し、入力を促すFAXが送信されております。
- (3) 「令和7年度汎用調査項目回答用紙」は特定の項目に絞られておりますので、全項目に回答したとしても、EMISのダッシュボードには「未入力の項目があります」と表示されます。
- (4) EMIS 医療機関基本情報は、全ての項目に入力が必要ですので、「令和7年度汎用調査項目回答用紙」の全項目に回答した場合であっても、不足する項目については、必ずEMIS上で入力をお願いします。

5 入力に係る問い合わせ先

医療機関基本情報専用臨時コールセンター：03-4329-1127(着信専用)

※ 稼働時間：平日9:00~18:00

※ 入力についての説明資料やQ&Aは、EMISポータルサイトのトップページのお知らせ【「EMISの医療機関基本情報の調査」が完了していない医療機関へのご連絡】からご参照ください(EMISポータルサイト：<https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/>)。

6 参考資料

- (1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)操作マニュアル
- (2) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)操作マニュアル(簡易版)

担当：地域医療推進局地域医療課救急医療係 寺島
TEL：011-204-5250(内25-341)
E-mail：terashima.satoshi@pref.hokkaido.lg.jp